

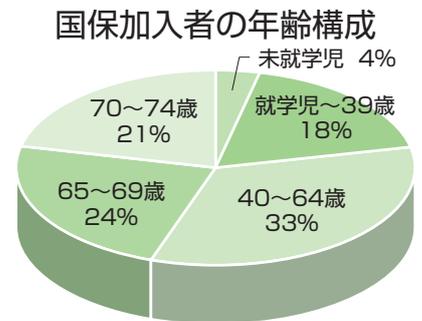
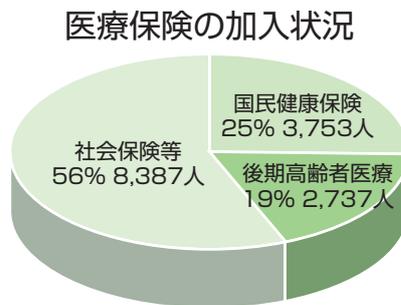
国民健康保険料の料率を改正

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

● 国民健康保険の加入状況

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに誰もが安心して医療を受けることができるように、加入者が保険料を負担し合いお互いに助け合う制度です。国保制度は、地域で安心して暮らしていくために欠かせない基盤であるとともに、事業の安定的な運営が求められています。

国保には、職場の健康保険や後期高齢者医療制度（75歳以上）に加入している人、生活保護を受けている人を除く全ての方が加入します。富士見町では、町民の約25%の方が加入しています。



● 医療費の状況

国保への加入者は、年齢構成が高く、医療需要の増大や医療技術の高度化などにより全国的には医療費は増加傾向にあります。

しかし、町では、一人当たり医療費の年平均額は平成26年度をピークに減少傾向に転じておりますが、県より示された増加率も加味し、29年度は、31.8万円と予想しています。

平成28年度の富士見町の医療費は、前年度比▲5.86%減となりました。主な要因は、前期高齢者（65-74歳）の医療費が大幅に減少したことによりです。

しかし、全国的な医療費の増加傾向から、平成29年度は、一般療養給付費の6.09%増と連動して保険給付費全体（退職被保険者・高額療養費含む）で前年度比9.30%増の10億1,551万円で見込みます。



● 国保財政の状況

保険給付費が年々増加する中で、国保財政は平成20年度から赤字運営となりました。町では収支均衡を図るため、平成23年度から毎年保険料率の改正を行っています。

平成28年度は保険給付費が減少したため前年度に引き続き黒字になりました。平成29年度は、平成28年度の決算と今後の保険給付費の伸びを見込み、保険料率を改正することにします。

